

2021年12月16日

和歌山市長

尾花正啓様



日本共産党和歌山市議員団

団長 森下佐知

姫田高宏

南畑幸代

中村朝人

坂口多美子

井本有一

六十谷水管橋破損に伴う「助成金」に対する緊急申し入れ書

「和歌山市企業局六十谷水管橋破損に伴う助成金交付要領」が公開され「申請」が始まっています。この要領を読んだ中小零細商工業者の団体である民主商工会から様々な意見や要望が寄せられています。今回の断水を引き起こした原因は吊材破断を見逃し、適切な管理をしていなかった市にあることは明白であり、本来は市がそれぞれの業者に足を運び事情を自ら把握し、休業に対する補償を行うべきです。当然行うべき補償を「助成」としていることも問題です。被害に遭った事業者に、申請の負担を強いることは断じて許されません。このような市の姿勢に対し、多くの事業者から悲痛な声、怒りの声が届いています。(別紙参照)

市長は、公営企業管理者に対して、以下の点について事業者の声に真摯に応えるよう指示することを緊急に申し入れます。

記

1. 年末年始の繁忙期であり、税の申告準備時期でもあることから、申請期間の延長をしていただきたい。
2. 申請書類及び提出書類の簡素化を行っていただきたい。
3. 額の計算や市が用意できる書類など市によるサポート体制・相談体制を作っていただきたい。
4. 助成金（補償金）申請の周知徹底のため、各地域で説明会を開催していただきたい。
5. 上述1. 2. 3. に対して、文書での回答が用意できた段階で、事業者（民主商工会）同席の懇談会を開き、回答についての説明を行っていただきたい。

以上

日本共産党和歌山市会議員団に寄せられた断水「助成金」についての事業者の声

- ・売上の比較対象がコロナが流行していた去年の10月であるから売上減少額は小さい。更に31分の8という限度額を設けているので、小規模なスナック業者は何千円とか良くて数万円。この申請をする為に複雑な手続きが求められている。
- ・まずは去年の申告の収支内訳書の添付が求められている。所得税の申告に白色収支内訳書の添付は必須要件とはなっていないため、収支内訳書の控が無い納税者は申請できない。
- ・申請のために作成するのはこの年の瀬に対応できない。年が明ければ次の確定申告が始まるときでもある。
- ・更に水道の契約者が家主の場合、家主の証明と押印を貰わなければならない。
- ・計算式が複雑で、助成率を自分で計算しなければならず、僅かな助成金のために申請を諦めることも予想される。現に諦めた業者が出ている。その諦めた事業者は「わしらが何か悪いことしたのか」「誠意がない。助成という名前も気に入らない」と怒っている。
- ・申請の簡素化を要望する。助成率の複雑な計算式の見直しと収支内訳書を求めないようしてほしい。(国税通則法の申告納税方式は「納める税額は納税者のする申告で決まる事」になっていて、1984年に白色収支内訳書が法定化された時も付帯決議で罰則が無い訓示規定となった。だから収支内訳書の提出が無くても申告は有効で提出していない納税者が存在する)
- ・本当の意味での助成金なら欲しければ作成して申請すれば良いが、今回は休業に対する賠償、被害に遭った事業者に負担を求めるのはおかしいのではないか。

<電話での聞き取り>

- ・説明会を開いてほしい
- ・申請サポート体制が必要(計算は市がしてあげてほしい)
- ・申請期間の延長

以上